

40歳以上の被保険者・被扶養者を対象に

平成20年4月
から

メタボリックシンドロームに着目した

新しい健診・保健指導

が始まります

新しい健診・保健指導により、
皆さんの健康づくりを
積極的にサポートします。

平成二〇年度から、生活習慣病予防対策の強化、および医療費の削減のために、健康保険組合をはじめとする全医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した新たな健診・保健指導の実施が義務づけられます。（下図参照）

この新たな健診・保健指導は、四〇歳から七四歳までの被保険者・被扶養者を対象として、健診で保健指導対象者を抽出し、生活習慣改善に重点を置いた保健指導を行うことを目的としています。

本年度は、本格実施前の準備期間にあたり、当健康保険組合においても、新たな健診・保健指導体制の対応を進めています。これまで実施してきた保健事業に加えて、新たな健診・保健指導の実施により、皆さんの健康づくりを積極的にサポートしていきたいと考えています。

これまでの健診は、主として被保険者を中心に実施してきましたが、新たな健診・保健指導では、被扶養者の方も対象として実施しますので、積極的にご利用いただきますよう、お願いいたします。

●メタボリックシンドロームの診断基準

①に加え②～④のうち2項目以上該当するとメタボリックシンドロームと診断されます。

4

血糖値

「血糖値が高め」
では？

空腹時血糖値
100mg/dL
以上

2

血中脂質

中性脂肪値や
コレステロール値に異常は？

中性脂肪値 150mg/dL以上
または
HDLコレステロール値
40mg/dL未満

3

血圧

「血圧が高め」では？

収縮期血圧値
130mmHg以上
または
拡張期血圧値
85mmHg以上

1 ウエスト 周囲径

肥満さみでは？

男性 85cm以上
女性 90cm以上

あなたは危険ゾーンに
足を踏み入れていませんか？

*ウエスト周囲径は、おへその高さで測定します。
*高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれ1項目とします。

健診・保健指導を実施する健保組合を評価する
しくみも導入されます

健診・保健指導の受診率・実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率をもとに、平成二十五年以降、後期高齢者医療制度への支援金の額に反映されるしくみが導入されます。